

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備 考
			●主分担 ▲従分担		
			市	事業者	
共通	実施要領等リスク	実施要領等の誤り及び内容の変更に関するもの	●		実施要領等の訂正などにより事業者に発生した追加費用を市が負担する。
	応募費用リスク	応募手続きに係る費用の負担		●	
	契約締結リスク	市の責めにより契約が結べないもの、又は遅延によるもの	●		
		事業者の責めにより契約が結べないもの、又は遅延によるもの		●	
		市と事業者双方の責めによる契約手続きの遅延	●	●	契約手続きは市と事業者の双方の責任において行われるべきものであり、その不調によるリスクのうちそれぞれにかかった費用は双方で負担する。
	議会リスク	本契約について市議会の議決が得られなかった場合	▲	▲	
	中止・中断リスク	市の責めによる中止・中断した場合	●		
		事業者の責めによる中止・中断した場合		●	
	法制度リスク	本事業に直接関係する法制度等の新設・変更に関するもの	●		
		上記以外の法令等の新設・変更等に関するもの		●	
	許認可リスク	市の責めによる許認可の遅延等によるもの	●		
		事業者の責めによる許認可の遅延等によるもの		●	
	税制度リスク	消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更によるもの	●		
		上記以外の税制度の新設・変更等によるもの		●	
	近隣住民対応リスク	事業の実施自体に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	●		
		事業者が行う業務に起因する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの		●	
環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する騒音・振動・大気汚染・水質汚濁・地盤沈下等		●		
第三者賠償リスク	市の責めによる事故で第三者に損害を与えた場合	●			
	事業者の責めによる事故で第三者に損害を与えた場合		●		
資金調達リスク	事業に必要な資金の確保に関するもの		●		
物価変動リスク	設計・建築段階の労務、物価スライドに関する変動	●	●		
不可抗力リスク	台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為のうち、通常予見可能な範囲外のものによる施設の損傷	●	●	負担内容は契約の規定による。	
要求水準リスク	要求水準未達によるもの（施工不良含む）		●		
	設計図書等の成果物の契約不適合によるもの		●		
設計・工事	測量・調査リスク	市が提示した測量・調査の不備に関するもの	●		
		上記以外の測量・調査の不備に関するもの		●	
	計画・設計リスク	市の提示条件、指示の不備・変更による費用の増大	●		
		事業者の判断や指示の不備、施工内容の確認ミスによる費用の増大及び損害		●	
	用地の瑕疵リスク	計画地の土壌汚染、埋蔵物などによる計画変更	●	▲	計画変更に伴い事業者側に発生する追加費用を市が負担する。
		市が提示した情報・資料から合理的に想定できる地質障害、地中障害物等		●	
		上記以外の地質障害、地中障害物等	●		
	地質・地盤リスク	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法、工期などに変更が生じた場合	●		工法、工期の変更などに伴い事業者側に発生した追加費用を市が負担する。
	設計変更リスク	市の責めによる大幅な計画・設計変更	●		
		上記以外の責めによる大幅な計画・設計変更		●	
工事費増大リスク	市の指示を原因とする工事費の増大	●			
	上記以外の原因による工事費の増大		●		
工事遅延リスク	市の責めにより契約期日までに施設整備が完了しない場合	●			
	事業者の責めにより契約期日までに施設整備が完了しない場合		●		
工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		●	事業者の費用負担で工事内容の修復、工期の修復を図る。又は工期遅延による増加費用を事業者が負担する。	
損傷リスク	引渡し前に業務目的物や材料等、当該工事に関して生じた損傷		●		
施設瑕疵リスク	引き渡し後2年以内(ただし、事業者に故意・重過失がある場合は10年以内)に瑕疵が見つかった場合		●		
	上記期間を超えた後に瑕疵が見つかった場合	●			